

職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第三十七号

職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十九年三月奈良県条例第五十三号。以下「条例」という。)に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第二条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条に規定する大学院の課程(同法第四百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であつて、その修業年限が二年を超え、三年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第四条 自己啓発等休業の承認の申請は、人事委員会が定める様式により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第五条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第六条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業の承認等の通知)

第七条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した文書を交

付しなければならない。

- 一 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- 二 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- 三 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合
- 四 職員の自己啓発等休業の承認を取り消す場合

(報告)

第八条 自己啓発等休業をしている職員は、条例第九条の規定によるほか、自己啓発等休業に係る事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を書面により任命権者に報告しなければならない。

2 第四条第二項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第九条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのものうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号)第三十二条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十条 条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号。以下「退職手当条例」という。)第七条第四項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 自己啓発等休業の期間中の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第

二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によつて当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（条例第七条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、任命権者が認めたものであること。

二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第七条第五項、第七条の二第一項及び第八条第一項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間を含む。）が五年に達するまでの期間中に退職したのではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 通勤（退職手当条例第四条第二項に規定する通勤（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月奈良県条例第二十号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律又は公益的法人等派遣条例の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

イ 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 退職手当条例第十九条各項の規定に該当して退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職の期間（通勤による傷病若しく

は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律又は公益的法人等派遣条例の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当し、又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年八月条例第四十六号）第二条の二に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

二 地方公務員法第二十九条の規定による停職の期間

三 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間

五 自己啓発等休業をした期間

六 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間

七 前各号に掲げる期間に準ずる期間

（雑則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。